

第 17 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 10 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305A 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 50 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間 々 田 英 治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰 男	出○席 欠席
	②	西村 浩 一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴 義	出 席 欠○席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉 江	出○席 欠席
	④	浜山 陽 子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる 江	出○席 欠席
	⑤	森田 一 男	出 席 欠○席	⑮	江川 直 一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正 彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年 史	出○席 欠席	⑰	島寄 典 緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄 作	出 席 欠○席	⑱	荻原 増 夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達 也	出○席 欠席
⑩	高沢 宗 春	出 席 欠○席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦 史
					主事	高澤 茉 鈴

<p>『議案第2号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 事務局次長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は、8件となっております。 進行番号1でございますが、深谷市上野台〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、494㎡について、売買により住宅1棟 101.85㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、深谷市内の借家に夫婦で生活しておりますが、独立した住居を構えたいとかねがね考えており、実家のある行田市内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。左側の斜線部分で、長福寺の東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。 次に進行番号2でございますが、鴻巣市屈巢〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字谷端〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、467㎡について、売買により住宅1棟 122.25㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、鴻巣市内の借家に夫婦で生活しておりますが、将来のことを考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道行田蓮田線と国道17号バイパスに挟まれた野地内の集落内農地でございます。 次の進行番号3と4及び次のページのひとつ飛んで6と7は、東京都豊島区池袋〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p>
---	--------------------------------------	--

進行番号3は、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する野字中道〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、539㎡外1筆、計1,357㎡について、進行番号4は、長野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字文殊裏〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、1,011㎡について、進行番号6は、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する野字中道〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、439㎡外7筆、計3,873㎡について、

進行番号7は、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する埼玉字稻荷通〇〇〇〇番、地目：畑、568㎡外3筆、計3,562㎡について、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

進行番号3の事業計画は、太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万3,192kwh、進行番号4の事業計画は、太陽光パネルを計184枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が11万2,667kwh、進行番号6の事業計画は、太陽光パネルを計764枚設置し、発電容量は高圧の350kw、年間発電量が50万8,880kwh、進行番号7の事業計画は、太陽光パネルを計826枚設置し、発電容量は低圧の300kw、年間発電量が56万6,761kwh、であり、それぞれ設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。

事業計画を精査したところ、いずれも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページ、5ページ及び7ページをご覧ください。初めに4ページですが、右側の斜線が進行番号3、左側が進行番号6になります。どちらも県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。次に5ページが進行番号4になりますが、星川の南に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。次に7ページが進行番号7になりますが、埼玉中学校の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

戻りまして進行番号5でございますが、持田〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇が所有する持田字東谷〇〇〇〇番、地目：田、1,205㎡外2筆、計2,770㎡について、使用貸借により、農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

譲受人は、本市に本社を置き、不動産業や土木工事業などを営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。

申請地は低地で水はけが悪く、ブルーベリー栽培に不向きなため、盛土をして栽培に適した高さにするた

	<p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>赤羽委員</p> <p>事務局次長</p> <p>議長</p>	<p>め、地盤高を70cm程上げたいとのことでございます。</p> <p>工事期間は2ヵ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。泉小学校の北に位置する持田地内の農振農用地でございます。</p> <p>最後の進行番号8でございますが、戸田市笹目南町〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、関根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外6名がそれぞれ所有する関根字蓮ヶ原〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、556㎡外16筆、計1万3,398㎡について、使用貸借により、農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、埼玉県内で土木工事業を営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。</p> <p>申請地はこれまでも麦・大豆を作付けしておりましたが、近年の集中豪雨等で被害が出たため、90cm～100cm程盛土をする運びになったものでございます。</p> <p>工事期間は9ヵ月を予定しており、周囲は全て道路・水路に囲まれていることから隣接農地への影響はございません。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。関根農村センターの北に位置する関根地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る10月21日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る10月21日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号8について、90cm程盛土をするとのことですが、農業用水が入らなくなるのではないですか。田としては利用しません。畑として麦・大豆を作付けする計画となっております。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願</p>
--	--	--

『議案第3号』 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について	議長	います。
		(全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
		次に、『議案第3号』租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について、を議題といたします。
	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について」ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。 進行番号1でございますが、相続人である門井町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、被相続人である〇〇〇〇さんから相続した門井町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目:畑、509㎡ 外8筆、計2, 887㎡について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、「相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願」が提出されたものでございます。 相続人が農地を相続して農業を営む場合は、農業経営を継続する限り相続税が免除されるという特例によるもので、相続人が相続税の申告期限までに相続により取得した農地について農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることが証明の要件となっております。 事務局において、申請地の耕作状況を調査するとともに、農地基本台帳を参考に農業経営の調査を行った結果、全て生産緑地指定を受けている土地でもあり、証明相当であると判断し、ご提案するものでございます。 場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。太井公民館の北西に位置する農地でございます。以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。	
議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。	
議長	次に、『議案第4号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。本議案は、農業委員会等に関する	

報告事項	議長 (伊東代理)	<p>全体内容としては、新規30件、6万9,886㎡、再設定53件、10万6,080㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長 (伊東代理)	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長 (伊東代理)	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。</p>
	議長 (伊東代理)	<p>(関係委員入室)</p> <p>藤間会長、中村代理、間々田委員、江袋推進委員に申し上げます。議案第4号は原案のとおり承認されました。それでは、議長を藤間会長にお返しいたします。</p>
	議長 主事	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>(1) 及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手續きとなっております。</p> <p>(1) 「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、5件の届出があり、転用目的は、グループホームの建設、住宅、駐車場、倉庫でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2) 「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件も、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(3) 「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>

6 その他	議長 事務局長 主事 農政課長 農政課主査	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局及び農政課より説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの終了及び今後の予定について ・地域計画に係る協議の場の開催について ・収穫後の耕うんについて（イネカメムシ及びジャンボタニシの防除対策） ・農業に伴う野焼きについて ・令和6年度スマート農業技術実演・展示会について（12/25開催） <p>以上をもちまして、第17回農業委員会を終了いたします。</p>
7 閉会	事務局長	<p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>（9：50）</p>